

# 給与勧告の仕組みと 本年の勧告のポイント

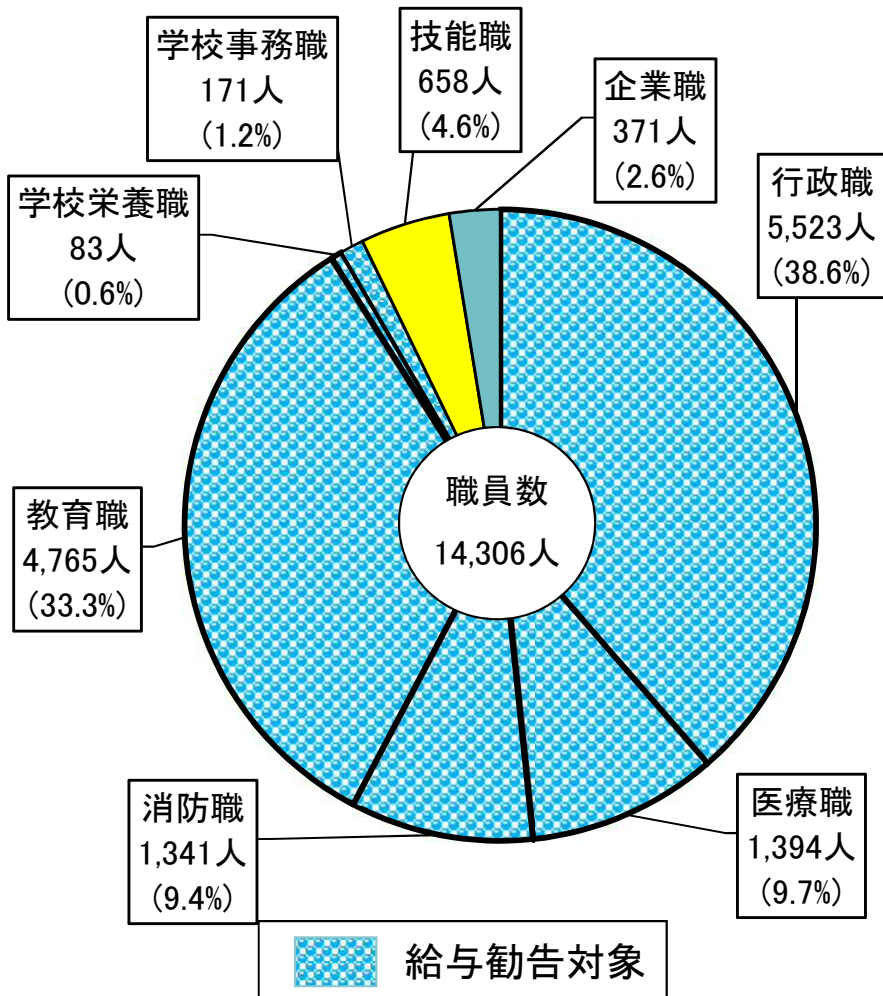
令和2年10月  
さいたま市人事委員会

# 目次

給与勧告の対象職員	1
給与勧告の手順	2
民間給与の調査	3
期末手当・勤勉手当の改定	4
給与改定の方針	5
最近の給与勧告の実施状況	6

# 1 給与勧告の対象職員

さいたま市人事委員会の給与勧告の対象となるのは、行政職・医療職・消防職・教育職・学校栄養職・学校事務職の13,277人です。



※給与勧告の対象となる職員の職種・適用される給料表は下表のとおりです。

区分	給料表	適用職員
行政職	行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職	医療職給料表(1)	医師、歯科医師
	医療職給料表(2)	薬剤師、獣医師、栄養士等
	医療職給料表(3)	保健師、助産師、看護師等
消防職	消防職給料表	消防吏員
教育職	教育職給料表(1)	高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員
	教育職給料表(2)	小学校及び中学校に勤務する教育職員
学校栄養職	学校栄養職給料表	小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員
学校事務職	学校事務職給料表	小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校に勤務する事務職員
特定任期付職員	特定任期付職員給料表	特定任期付職員

注1 令和2年4月1日時点の職員数で、再任用職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。

注2 端数処理の関係上、構成比の合計は100%にならない場合があります。

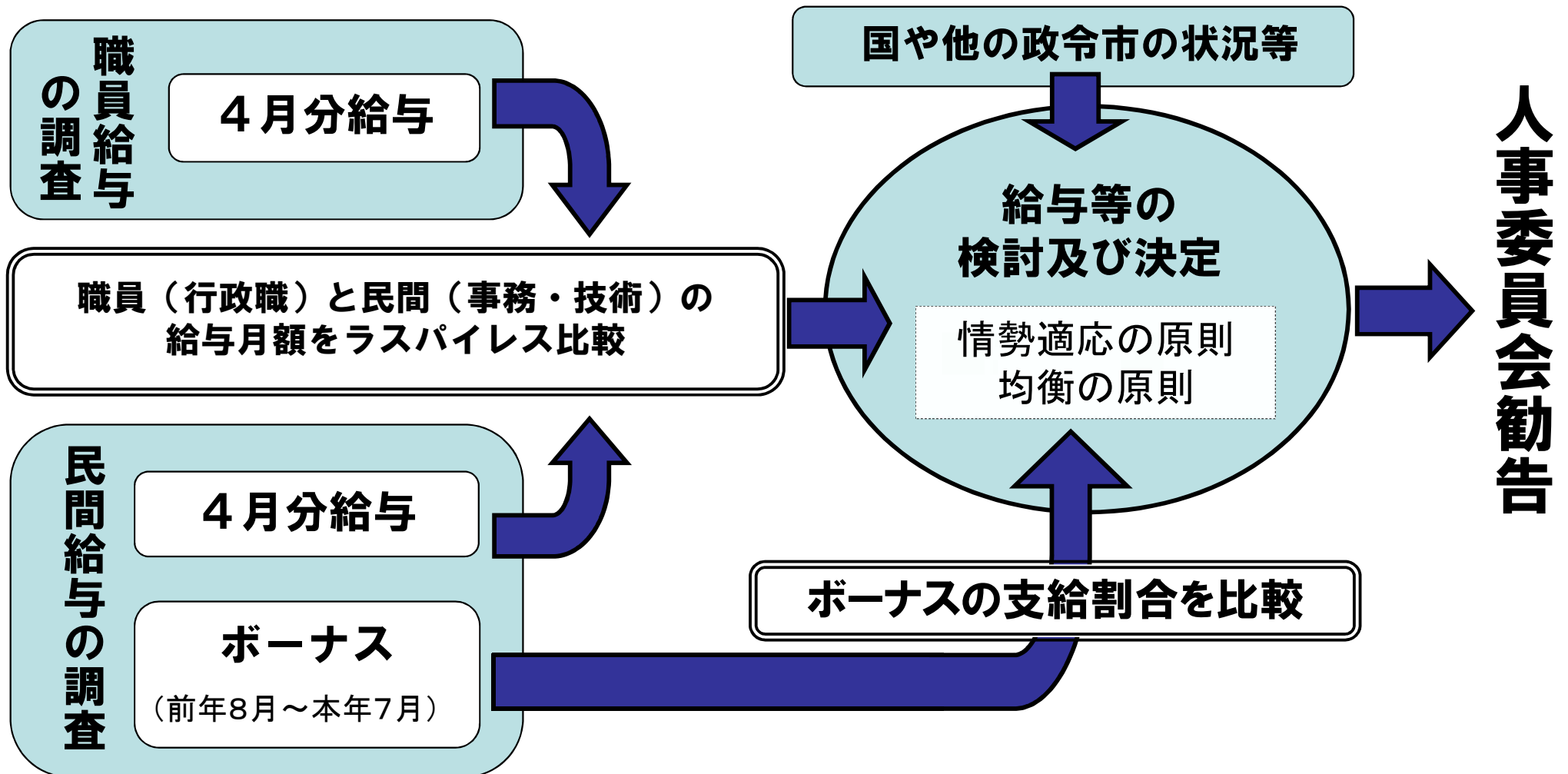
## 2 給与勧告の手順

### (1) 4月分の給与月額を比較

さいたま市職員と民間の4月分の給与月額を調査・比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。

### (2) ボーナスを比較

民間のボーナスの過去1年(前年8月から本年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



# 3 民間給与の調査

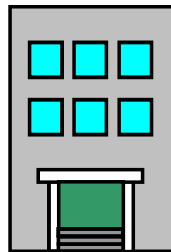
さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査しました。

## 令和2年職種別民間給与実態調査

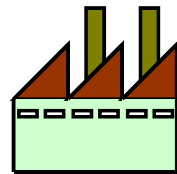
(R2.6.29から7.31まで賞与等の調査、8.17から9.30まで月例給の調査を実施)

### 調査対象の事業所

(いわゆる正社員が50人以上の事業所)



市内465事業所中



121事業所

**事業所ごとのボーナスの調査**

(R1. 8~R2. 7支給分)

### 調査した従業員

(パート・アルバイト・契約社員などを除きます。)



事務・技術



教育・研究等

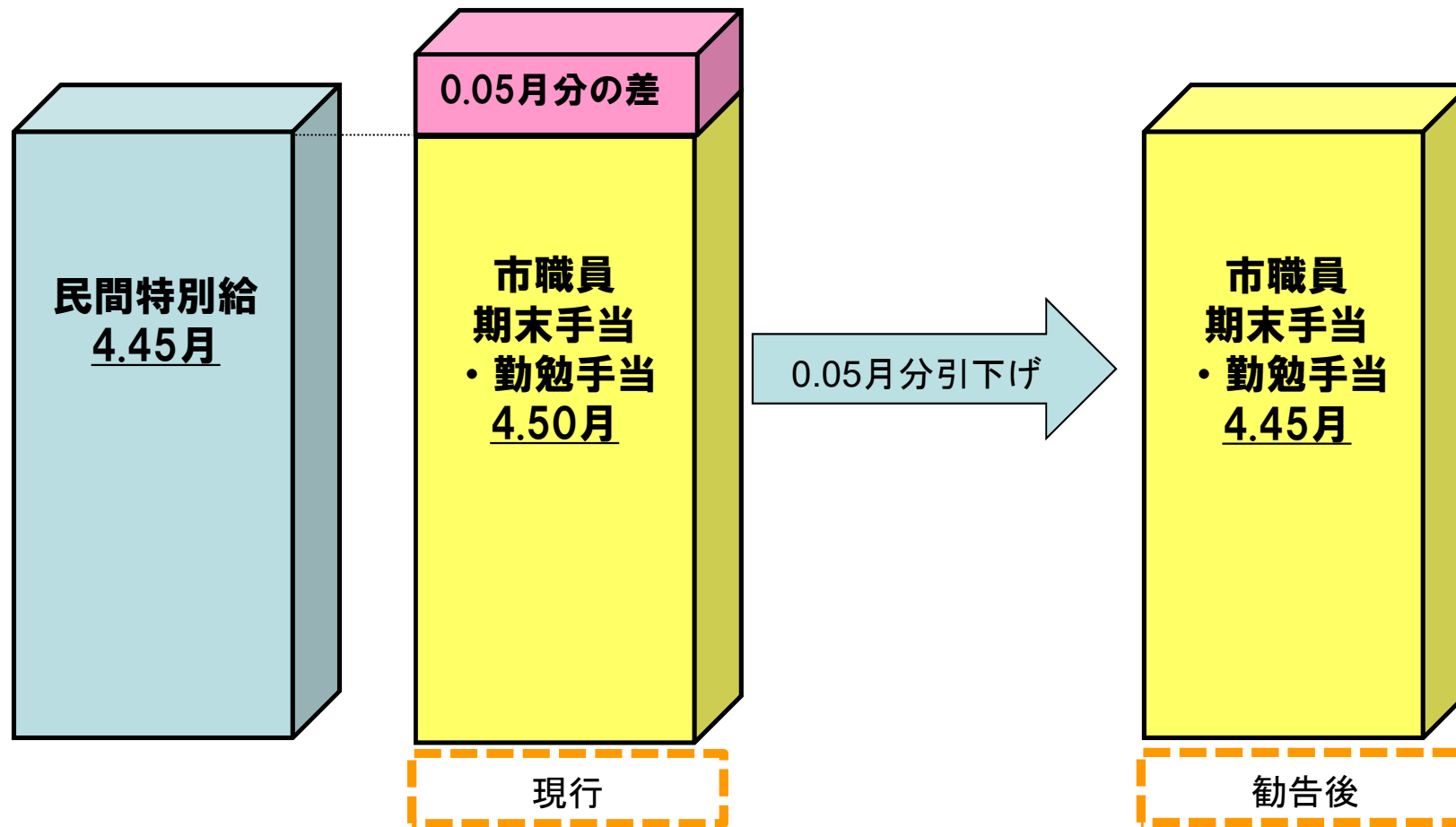
**従業員ごとの4月分給与の調査**

(4月分給与・役職・学歴・年齢)

**その他初任給、諸手当、給与制度等の調査**

## 4 期末手当・勤勉手当の改定

本市職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.05月分上回っているため、支給月数を引き下げることにしました。



※ 期末手当・勤勉手当の支給月数は、0.05月単位として、小数点第2位を二捨三入、七捨八入する。  
(例) 4.43月～4.47月 ⇒ 4.45月      4.48月～4.52月 ⇒ 4.50月

# 5 給与改定の方針

## 1 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合に見合うよう支給月数を引下げ（4.50月分 → 4.45月分）

※ 再任用職員は除く。

### [実施時期]

令和2年12月期の支給に関する改定は条例の公布日から、令和3年6月期以降の支給に関する改定は令和3年4月1日から実施

## 2 月例給

職員と民間の4月分の給与額を比較し、別途必要な報告・勧告を予定

## 6 最近の給与勧告の実施状況

さいたま市職員の給与勧告は、平成30年以降、月例給は据置き、特別給は増額となっていました。本年は、特別給についてはマイナス改定となりました。なお、月例給については今後、必要な報告及び勧告を予定しています。

	給 与 月 額		期末手当・勤勉手当 年間支給月数(較差月数)		平均年間給与額の 増減
平成15年	△4,898円	(△1.13%)	4.40月	(△0.25月)	△18.3万円
平成16年	据置き19円	(0.00%)	据置き	(0.02月)	—
平成17年	△1,921円	(△0.45%)	4.45月	(0.05月)	△1.0万円
平成18年	△459円	(△0.11%)	据置き	(△0.01月)	△0.8万円
平成19年	259円	(0.06%)	4.50月	(0.05月)	2.6万円
平成20年	据置き46円	(0.01%)	据置き	(0.02月)	—
平成21年	△791円	(△0.19%)	4.15月	(△0.35月)	△15.6万円
平成22年	△1,179円	(△0.28%)	3.95月	(△0.20月)	△10.2万円
平成23年	△1,213円	(△0.30%)	据置き	(0.02月)	△1.9万円
平成24年	据置き190円	(0.05%)	据置き	(0.02月)	—
平成25年	据置き△87円	(△0.02%)	据置き	(0.01月)	—
平成26年	1,785円	(0.45%)	4.10月	(0.15月)	8.5万円
平成27年	798円	(0.20%)	4.20月	(0.10月)	5.2万円
平成28年	1,362円	(0.35%)	4.30月	(0.10月)	5.9万円
平成29年	882円	(0.22%)	4.40月	(0.10月)	5.2万円
平成30年	据置き△64円	(△0.02%)	4.45月	(0.05月)	2.0万円
令和元年	据置き83円	(0.02%)	4.50月	(0.05月)	2.0万円
令和2年	(別途勧告予定)		4.45月	(△0.05月)	△2.0万円

(注) 期末・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。